

東日本大震災の被害を受けられた方へ

■ 税務署からのお知らせ

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成 22 年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けられます。

☎ 東金税務署 ☎(52)3121 / 法務局東金出張所 ☎(52)2402 / 国税庁ホームページ www.nta.go.jp

税制上の措置	概要
申告・納付等の期限延長	期限までに申告・納付等が困難な場合、申請書を税務署に提出することで期限が延長されます。
所得税の軽減又は免除	雑損控除、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除を受けられます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減や免除を受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は、引き続き適用を受けることができます。
財産形成住宅(年金)の利子等の非課税	財産形成住宅(年金)貯蓄の払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
登録免許税及び登記手数料の免除	建替え等に係る登録免許税の免除及び登記事項証明書等の交付に関する免除の特例を受けることができます。(※問合せは、法務局へ)
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	平成 23 年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

※被災された方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

■ 千葉県／山武市からのお知らせ

大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。

☎ 東金県税事務所 ☎(54)0223 / 山武市課税課市民税係 ☎(80)1281・資産税係 ☎(80)1282

	税制上の措置	概要
共通	申告・納付等の期限延長	平成 23 年 3 月 11 日以降に到来する地方税の申告・納付等の期限が一部延長されています。
県税	自動車取得税等の非課税措置	被害を受けて廃車した被災自動車の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができます。(運輸支局又は軽自動車検査協会で自動車の永久抹消登録等を行い、還付申請書を提出した方) また、被災自動車の使用者が、買換車両を取得した場合、最初に受ける自動車検査証交付等での自動車重量税の免税を受けることができます。
	不動産取得税の軽減措置	滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
市(町村税)	資産税係 固定資産税の軽減措置	住宅が滅失・損壊した方は、その住宅の敷地の固定資産税について、引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができます。 また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをした方は、それらに係る固定資産税の軽減措置を受けることができます。
	市民税係 個人住民税及び国民健康保険税の軽減措置	自分が所有する住宅で、損害の程度が半壊以上と認定され、前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合は、その合計所得金額に応じて個人住民税及び国民健康保険税の軽減を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得し、取得した軽自動車を主に置く市町村の認定を受けた場合、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の軽自動車税が非課税になります。 ※ 2 輪のバイクを 2 輪のバイクに、小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換えた場合も対象 ※ 滅失又は損壊した軽自動車(軽自動車税)は手続きすることで課税されません。

※原子力発電所事故に伴う避難地域での地方税の取り扱いは、国で検討中です。決まり次第お知らせします。